



守谷市告示第 109 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により取手都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月11日

守谷市長 松丸 修久



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

	番号	名称	土地の区域	面積
旧	33	松ヶ丘第四号生産緑地地区	守谷市松ヶ丘二丁目の一 部	約0.08ha
新				廃止

3 縦覧場所

守谷市役所都市整備部都市計画課

取手都市計画生産緑地地区の変更(守谷市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

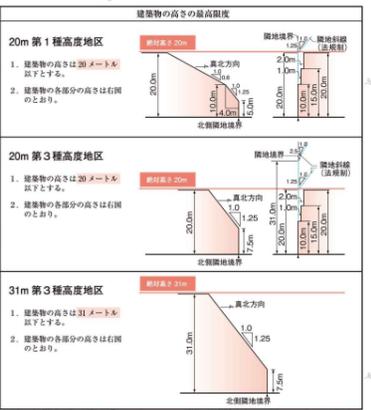
面積	備 考			
	番号	名 称	面積	そ の 他
約 2.56 ha	3	籠山生産緑地地区	約 0.07 ha	
	6	愛宕第一号生産緑地地区	約 0.15 ha	
	7	愛宕第二号生産緑地地区	約 0.11 ha	
	8	愛宕第三号生産緑地地区	約 0.07 ha	
	9	愛宕第四号生産緑地地区	約 0.17 ha	
	10	土塔前第一号生産緑地地区	約 0.17 ha	
	12	土塔前三号生産緑地地区	約 0.05 ha	
	14	御所ヶ丘生産緑地地区	約 0.08 ha	
	18	松前台第四号生産緑地地区	約 0.14 ha	
	19	松前台第五号生産緑地地区	約 0.13 ha	
	20	松前台第六号生産緑地地区	約 0.20 ha	
	21	薬師台第一号生産緑地地区	約 0.06 ha	
	22	薬師台第二号生産緑地地区	約 0.11 ha	
	27	けやき台第一号生産緑地地区	約 0.10 ha	
	28	けやき台第二号生産緑地地区	約 0.08 ha	
	29	けやき台第三号生産緑地地区	約 0.12 ha	
	30	松ヶ丘第一号生産緑地地区	約 0.13 ha	
	31	松ヶ丘第二号生産緑地地区	約 0.16 ha	
32	松ヶ丘第三号生産緑地地区	約 0.30 ha		
34	松ヶ丘第五号生産緑地地区	約 0.08 ha		
35	松ヶ丘第六号生産緑地地区	約 0.08 ha		

・「位置及び区域は計画図表示のとおり」

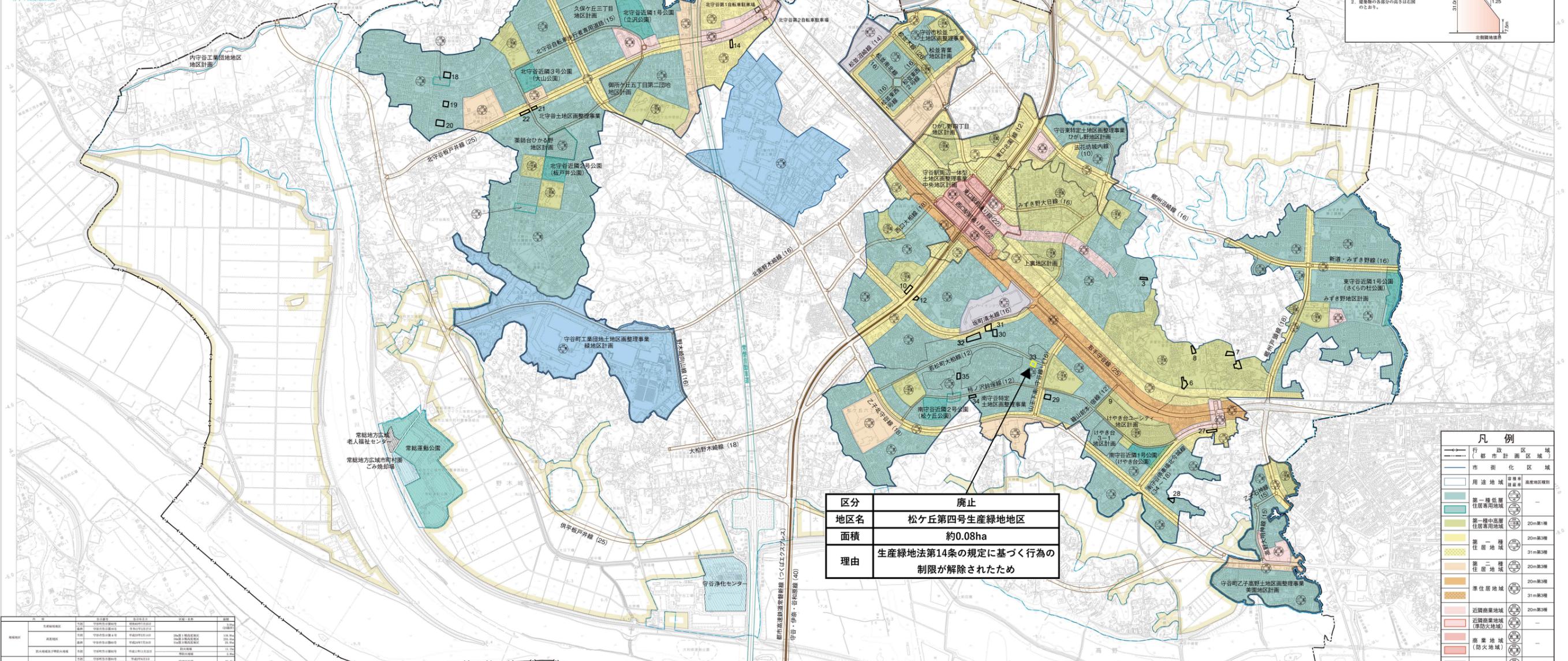
・理由 今回の変更は、主たる従事者の死亡により、生産緑地法第14条による地区内における行為制限を解除し、松ヶ丘第四号生産緑地地区を廃止するため、生産緑地地区を変更するものです。

種別	用途地域	容積率	建蔽率	最大高さ (高度地区 を含む)	高度地区	北側斜率制限	道路斜率制限	南側斜率制限	日照規制
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	20	40	10	—	—	—	—	野庭7m超 地上10m以上
	第一種中層住居専用地域	100	50	20	20m第1種	1.00~1.10	1.00	1.25	4 (二)3h:2.5h
第一種住居地域	第一種住居地域(中央)	200	60	20	20m第3種	1.00~1.10	1.00	1.25	4 (二)3h:2.5h
	第一種住居地域(周辺)	200	60	20	20m第3種	1.00~1.10	1.00	1.25	4 (二)3h:2.5h
準住居地域	準住居地域(中央)	200	60	20	20m第3種	1.00~1.10	1.00	1.25	4 (二)3h:2.5h
	準住居地域(周辺)	200	60	20	20m第3種	1.00~1.10	1.00	1.25	4 (二)3h:2.5h
近隣商業地域	近隣商業地域(中央)	200	80	20	20m第3種	1.00~1.10	1.00	1.25	4 (二)3h:2.5h
	近隣商業地域(周辺)	200	80	20	20m第3種	1.00~1.10	1.00	1.25	4 (二)3h:2.5h
商業地域	商業地域(中央)	400	80	—	—	—	—	—	—
	商業地域(周辺)	400	80	—	—	—	—	—	—
準工業地域	準工業地域(中央)	200	60	20	20m第3種	1.00~1.10	1.00	1.25	4 (二)3h:2.5h
	準工業地域(周辺)	200	60	20	20m第3種	1.00~1.10	1.00	1.25	4 (二)3h:2.5h
工業専用地域	工業専用地域(中央)	200	60	—	—	—	—	—	—
	工業専用地域(周辺)	200	60	—	—	—	—	—	—

用途地域	容積率	建蔽率	最大高さ	日照規制
第一種低層住居専用地域	20	40	10	野庭7m超 地上10m以上
第一種中層住居専用地域	100	50	20	4 (二)3h:2.5h
第一種住居地域	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
準住居地域	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
近隣商業地域	200	80	20	4 (二)3h:2.5h
商業地域	400	80	—	—
準工業地域	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
工業専用地域	200	60	—	—



- 行政区画
- 記号
- △ 第一種低層住居専用地域
 - △ 第一種中層住居専用地域
 - △ 第一種住居地域
 - △ 第二種住居地域
 - △ 準住居地域
 - △ 近隣商業地域
 - △ 商業地域
 - △ 準工業地域
 - △ 工業専用地域
 - △ 生産緑地地区
 - △ 都市計画道路
 - △ 都市高速鉄道
 - △ 常盤自動車道
 - △ 自転車専用道
 - △ 都市計画公園
 - △ 下水道計画排水区域
 - △ 守谷浄化センター
 - △ 常盤地方広域市町村圏ごみ焼却場
 - △ 常盤地方広域市町村圏老人福祉センター
 - △ 土地区画整理事業区域
 - △ 地区計画区域
 - △ 農用地区域
 - △ 農業集落排水区域

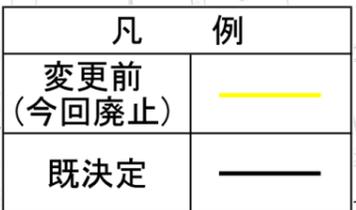


区分 廃止

地区名 松ヶ丘第四号生産緑地地区

面積 約0.08ha

理由 生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限が解除されたため



凡例

行政計画区域	市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域(防火地域)	準工業地域	工業専用地域	生産緑地地区	都市計画道路	都市高速鉄道	常盤自動車道	自転車専用道	都市計画公園	下水道計画排水区域	守谷浄化センター	常盤地方広域市町村圏ごみ焼却場	常盤地方広域市町村圏老人福祉センター	土地区画整理事業区域	地区計画区域	農用地区域	農業集落排水区域
--------	-------	------	-------------	-------------	---------	---------	-------	--------	------------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------	----------	-----------------	--------------------	------------	--------	-------	----------

用途地域	種別	面積	容積率	建蔽率	最大高さ	日照規制
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	116.94	20	40	10	野庭7m超 地上10m以上
第一種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	18.94	100	50	20	4 (二)3h:2.5h
第一種住居地域	第一種住居地域	17.76	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
第二種住居地域	第二種住居地域	3.76	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
準住居地域	準住居地域	6.76	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
近隣商業地域	近隣商業地域	6.76	200	80	20	4 (二)3h:2.5h
商業地域	商業地域	6.76	400	80	—	—
準工業地域	準工業地域	45.76	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
工業専用地域	工業専用地域	2.76	200	60	—	—
生産緑地地区	生産緑地地区	0.08	—	—	—	—

用途地域	種別	面積	容積率	建蔽率	最大高さ	日照規制
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	116.94	20	40	10	野庭7m超 地上10m以上
第一種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域	18.94	100	50	20	4 (二)3h:2.5h
第一種住居地域	第一種住居地域	17.76	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
第二種住居地域	第二種住居地域	3.76	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
準住居地域	準住居地域	6.76	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
近隣商業地域	近隣商業地域	6.76	200	80	20	4 (二)3h:2.5h
商業地域	商業地域	6.76	400	80	—	—
準工業地域	準工業地域	45.76	200	60	20	4 (二)3h:2.5h
工業専用地域	工業専用地域	2.76	200	60	—	—
生産緑地地区	生産緑地地区	0.08	—	—	—	—

